

# ハローワーク京都だより

平成27年

9月

No.188 (通巻222号)  
昭和51年6月創刊

## 労働市場ニュース



9月は  
障害者雇用支援月間です

「すばやくにぎるすし職人」

鹿児島県立鹿児島聾学校 6年

内立元 亮祐さん  
うちたてもと りようすけ

厚生労働大臣賞受賞作品

平成27年度障害者雇用支援月間ポスター原画「絵画 小学校の部」



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク

京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成27年

10月9日(金)開催

# 京都府北部 障害者雇用促進セミナー

- 1. 日 時** 平成27年10月9日(金) 13時15分～16時
- 2. 会 場** 舞鶴グランドホテル  
舞鶴市字円満時124番地(ＪＲ西舞鶴駅すぐ)
- 3. 内 容**
  - ①「自社での障害者雇用の実践事例」について  
有限会社 エス・ケイ・フーズ 取締役 中村 こずえ 氏
  - ②「障害者の職業自立への取組み」  
京都府立特別支援学校(中丹・舞鶴・与謝の海)
  - ③「障害者の分野における  
障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務について」  
京都労働局職業安定部職業対策課
- 4. 主 催** 京都労働局・ハローワーク(福知山・舞鶴・峰山)  
**共 催** 京都府立特別支援学校(中丹・舞鶴・与謝の海)

も  
く  
じ

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 京都府北部障害者雇用促進セミナーのお知らせ                | 1     |
| 「平成27年度第1回障害者就職面接会」のお知らせ             | 2     |
| 特別支援学校等卒業予定者に職場実習・雇用の場を！             | 3     |
| 平成28年3月高等学校卒業予定者の採用選考について            | 4・5   |
| 雇用保険の賃金日額・基本手当日額の変更について              | 6・7   |
| 高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給限度額の変更について | 8     |
| キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金について           | 9・10  |
| 労働移動支援助成金について                        | 11・12 |
| 障害者職場復帰支援助成金のご案内                     | 13    |
| 障害者職場定着支援奨励金のご案内                     | 13    |
| 訪問型職場適応援助促進助成金のご案内                   | 14    |
| 企業在籍型職場適応援助促進助成金のご案内                 | 14    |
| 京都府の雇用失業情勢                           | 15    |



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク

# 平成27年度 第1回障害者就職面接会



**主催** 京都労働局・ハローワーク・京都障害者職業相談室  
京都府・京都障害者職業センター

**日時** 平成27年9月30日(水)  
11:00～17:00

|         |        |
|---------|--------|
| 求職者受付開始 | 11:00～ |
| 企業受付開始  | 11:30～ |
| 面接開始    | 12:00～ |
| 面接受付終了  | 15:00  |
| 面接会終了   | 17:00  |

**会場** 国立京都国際会館「イベントホール」  
京都市左京区宝ヶ池

● 地下鉄烏丸線「国際会館」駅から徒歩約5分

## お問い合わせ先

|            |                  |
|------------|------------------|
| ハローワーク西陣   | TEL 075-451-8609 |
| ハローワーク京都七条 | TEL 075-341-8609 |
| ハローワーク伏見   | TEL 075-602-8609 |
| ハローワーク宇治   | TEL 0774-20-8609 |
| ハローワーク田辺   | TEL 0774-65-8609 |
| 京都障害者職業相談室 | TEL 075-341-2626 |

## 特別支援学校等卒業予定者に職場実習・雇用の場を！

毎年、京都府内の特別支援学校等卒業予定者のうち、100 名以上が就職を希望しています。  
職場実習を通じて、卒業予定者の雇用をご検討ください。

### 職場実習とは？

それぞれの企業で、実際の職場体験をさせて頂くことにより、本人の適性・能力を判断するとともに、職業・社会生活に必要な能力や態度を身につけることを目的に実施するものです。

- ☆ 実習期間 2 週間を基本とします。(1 週間から 3 週間でも可)
- ☆ 実習時間 実習先企業の勤務時間を基本とします。(勤務時間内の一部でも可)
- ☆ 賃 金 学校教育の一環として実施しますので、賃金の支払は必要ありません。
- ☆ そ の 他 通勤に要する費用、昼食費用は実習生が負担します。  
万が一事故が発生した場合は、(独)日本スポーツ振興センターの保険制度が適用されます。  
(労災事故とはなりません)

### 特別支援学校等卒業生は多様な職場に就職し、活躍しています。

物流軽作業、リネン関係洗濯・仕分け・仕上げ、段ボールシート断裁・印刷補助、ホテル接客業、スーパー品出し、製パン補助・販売、調理補助、花卉栽培、一般事務、接客、食器洗浄など

◇ハローワークでは卒業者の就職促進と職業の安定を図るため、関係機関と連携し、様々な訓練や支援の実施、就職後の職場適応指導(アフターケア)を実施しています。

特別支援学校等の卒業予定者の職場実習・雇用についてのご相談、お問い合わせは  
最寄りのハローワーク又は京都障害者職業相談室(TEL：075-341-2626)にご連絡ください。

#### 京都府内の特別支援学校等一覧

| 学校名    |                    | 所在地                       | 電話           |
|--------|--------------------|---------------------------|--------------|
| 京都府立校  | 盲学校                | 北区紫野花ノ坊町 1                | 075-462-5083 |
|        | 聾学校                | 右京区御室大内 4                 | 075-461-8121 |
|        | 向日が丘支援学校           | 長岡京市井ノ内朝日寺11              | 075-951-8361 |
|        | 宇治支援学校             | 宇治市広野町丸山10                | 0774-41-3701 |
|        | 城陽支援学校             | 城陽市中芦原 1 - 4              | 0774-53-7100 |
|        | 八幡支援学校             | 八幡市内里柿谷16-1               | 075-982-7321 |
|        | 南山城支援学校            | 相楽郡精華町大字山田医王寺 1           | 0774-72-7255 |
|        | 丹波支援学校             | 南丹市八木町柴山坊田118             | 0771-42-5185 |
|        | 中丹支援学校             | 福知山市大字私市小字打溝 8            | 0773-32-0011 |
|        | 舞鶴支援学校             | 舞鶴市字堀 4 - 1               | 0773-78-3133 |
|        | 与謝の海支援学校           | 与謝郡与謝野町字男山945             | 0772-46-2770 |
| 京都市立校  | 北総合支援学校            | 上京区堀川通寺之内上ル 2 丁目下天神町650-1 | 075-431-6636 |
|        | 東総合支援学校            | 山科区大塚高岩 3                 | 075-594-6501 |
|        | 西総合支援学校            | 西京区大枝北沓掛1-21-21           | 075-332-4275 |
|        | 呉竹総合支援学校           | 伏見区桃山福島太夫北町52             | 075-601-9104 |
|        | 白河総合支援学校           | 左京区岡崎東福ノ川町 9 - 2          | 075-771-5510 |
|        | 鳴滝総合支援学校           | 右京区音戸山山ノ茶屋町 9 - 2         | 075-461-3221 |
| 国立大学法人 | 京都教育大学附属<br>特別支援学校 | 伏見区深草大亀谷大山町90             | 075-641-3531 |

☆特別支援学校：学校教育法の一部を改正する法律(平成19年 4 月 1 日施行)により特別支援学校制度(従来の盲学校、聾学校及び養護学校)が創設されました。



# 平成28年3月高等学校卒業予定者の 採用選考開始日は、 **9月16日(水)!!**

## 1 新規高等学校卒業予定者の求人確保にご協力を!!

平成28年3月高等学校卒業予定者の求人申込につきましては、ハローワークでの受付を6月20日から、また学校での受理を7月1日からそれぞれ開始しています。

本年7月末の学卒求人の受付状況につきましては、景気の回復等を背景に、昨年より大幅に増加しているところですが、就職希望の生徒に少しでも多くの求人を提供し、就職の機会が得られるよう、ハローワークでは引き続き、職員一丸となって求人の確保に努めてまいります。

つきましては、事業主の皆さまには、より一層のご理解を賜り、一人でも多くの求人申込をいただきますようお願いいたします。

## 2 応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考の実施を!!

新規学校卒業予定者の就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものです。

一方、企業にとっても、新規学校卒業者は、長期的に企業活動を支えることを期待されている人材であり、その採用は重要な意義をもつものです。

企業においては、採用方針や採用基準をもとに採否を決定する自由が認められていますが、採用選考時に何を聞いてもよい、何を書かせてもよいというものではありません。

したがって、採用選考するに当たっては、基本的人権が侵されることなく、公正な採用基準を確立していただきますようお願いいたします。

また、新規学校卒業者は成長過程にあり、表面的な成績にとらわれることなく潜在的な能力や採用後の教育訓練等も含めて、積極的に本人の適性・能力を見いだしていただきますよう十分考慮してください。

### 応募・採用選考について

- ☆ 9月5日以降に高等学校から応募書類(近畿高等学校統一用紙)が送付されます。
- ☆ 9月16日以降に採用選考を実施してください。

### 選考に当たっての基本的な考え方

- ☆ 本人の適性と能力が作業遂行能力に適合するかどうか。
- ☆ 応募者の基本的人権が尊重される中で行われること。

## 複数応募について

☆ 高等学校卒業者における応募・推薦につきましては、平成18年度から京都府内では10月16日から「1人2社」の複数応募が可能となっています。

## 具体的な選考について

☆ 職務に対する適性・能力に沿った公正な採用基準を確立すること。

☆ 採用基準に沿った公正な評価を行う選考方法、選考体制を確立すること。

- **面接** 質問の目的を明確にし、面接担当者が客観的に評価できる基準や方法を事前に確立するとともに、質問事項を統一しておいてください。
- **学科試験** 採用職種の作業遂行に必要な知識をもっているかどうか判断する必要がある場合に限り実施してください。
- **作文** 特に文章による表現力が必要とされている職種に限り実施し、その課題は客観的に判断できるものとしてください。
- **適性検査** 適性検査の目的は、従業員の職場配置や教育訓練に必要なデータを得ることにあります。単に優劣や順序をつけるためだけに適性検査を実施することのないようにしてください。検査結果を絶対視せず、面接時の結果と併せて総合的に評価してください。  
※求人申込書に記載のない試験、作文、検査等は実施しないでください。
- **選考時の健康診断** 作業遂行能力の有無に必要不可欠な場合以外は実施しないでください。  
※労働安全衛生規則第43条に規定された「雇入時の健康診断」は採用後の適正な人材配置及び従業員の健康管理に役立てるために実施するものであり、採用選考時に実施して応募者の採否を決定するためのものではありません。
- **身元調査** 内定後を含めて絶対に行わないでください。

## 採否結果等の連絡について

☆ 原則として3日以内(遅くとも7日以内)に高等学校へお知らせください。

(本人あて直接送付しないでください。不採用の場合は、その理由を具体的に明記し、応募書類とともに高等学校へ送付してください。)

☆ 入社承諾書は、学校を通じて本人から提出することとしていますので、ご承知ください。

なお、京都府内の高等学校では、統一した「入社承諾書」を使用していますので、必要な場合は高等学校に請求してください。

## 3 入社時の提出書類等の管理について

採用内定を行うことは、労働契約締結の出発点です。

したがって、事業主と採用内定者は、労働契約の締結という観点に立って意思の疎通を図っておくことが必要です。

事業所では、採用内定者に種々の書類を求められる場合もあると思います。しかしながら、従来から使用されていた社用紙(従業員調書、身元保証書、身上書等)を問題意識を持たないまま、単に過去の習慣から使用、提出を求めている例がいまだに見られます。基本的人権を尊重する視点から、今一度、再点検をお願いします。

## 雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

# 雇用保険の基本手当日額が変更になりました ～平成27年8月1日から～

### 賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※<sup>1</sup>に基づいて「基本手当日額」※<sup>2</sup>を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成26年度の平均定期給与額が前年比で約0.07%増加したことから、上限額が若干の引き上げになりました。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が増額になる場合があります。対象になる方には、平成27年8月3日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせしています。

※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

### ◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

| 離職時の年齢 | 賃金日額の上限額(円) |        | 基本手当日額の上限額(円) |            |
|--------|-------------|--------|---------------|------------|
|        | 変更前         | 変更後    | 変更前           | 変更後(前年度増減) |
| 29歳以下  | 12,780      | 12,790 | 6,390         | 6,395(+5)  |
| 30～44歳 | 14,200      | 14,210 | 7,100         | 7,105(+5)  |
| 45～59歳 | 15,610      | 15,620 | 7,805         | 7,810(+5)  |
| 60～64歳 | 14,910      | 14,920 | 6,709         | 6,714(+5)  |

#### 【例】

29歳で賃金日額が14,000円の方は、上限額(12,790円)が適用されますので、平成27年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,395円となります。

### ◆賃金日額・基本手当日額の下限額

| 年齢  | 賃金日額の下限額(円) |       | 基本手当日額の下限額(円) |            |
|-----|-------------|-------|---------------|------------|
|     | 変更前         | 変更後   | 変更前           | 変更後(前年度増減) |
| 全年齢 | 2,300       | 2,300 | 1,840         | 1,840(±0)  |

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,840円になります。

お問い合わせ先：各ハローワークへ



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク

## ○基本手当日額の計算方法

| 賃金日額(w円)                   | 給付率     | 基本手当日額(y円)         |
|----------------------------|---------|--------------------|
| ◆離職時の年齢が <b>29歳以下</b> (※1) |         |                    |
| 2,300円以上4,600円未満           | 80%     | 1,840円～3,679円      |
| 4,600円以上11,660円以下          | 80%～50% | 3,680円～5,830円(※2)  |
| 11,660円超12,790円以下          | 50%     | 5,830円～6,395円      |
| <b>12,790円(上限額)超</b>       | —       | <b>6,395円(上限額)</b> |
| ◆離職時の年齢が <b>30～44歳</b>     |         |                    |
| 2,300円以上4,600円未満           | 80%     | 1,840円～3,679円      |
| 4,600円以上11,660円以下          | 80%～50% | 3,680円～5,830円(※2)  |
| 11,660円超14,210円以下          | 50%     | 5,830円～7,105円      |
| <b>14,210円(上限額)超</b>       | —       | <b>7,105円(上限額)</b> |
| ◆離職時の年齢が <b>45～59歳</b>     |         |                    |
| 2,300円以上4,600円未満           | 80%     | 1,840円～3,679円      |
| 4,600円以上11,660円以下          | 80%～50% | 3,680円～5,830円(※2)  |
| 11,660円超15,620円以下          | 50%     | 5,830円～7,810円      |
| <b>15,620円(上限額)超</b>       | —       | <b>7,810円(上限額)</b> |
| ◆離職時の年齢が <b>60～64歳</b>     |         |                    |
| 2,300円以上4,600円未満           | 80%     | 1,840円～3,679円      |
| 4,600円以上10,500円以下          | 80%～45% | 3,680円～4,725円(※3)  |
| 10,500円超14,920円以下          | 45%     | 4,725円～6,714円      |
| <b>14,920円(上限額)超</b>       | —       | <b>6,714円(上限額)</b> |

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2  $y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$

※3  $y = (-7w^2 + 126,600w) / 118,000$ ,  $y = 0.05w + 4,200$  のいずれか低い方の額

## 就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額についても、下表の通り変更になりました。

### ◆再就職手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

| 年齢     | 変更前(円) | 変更後(前年度増減)(円) |
|--------|--------|---------------|
| 59歳以下  | 5,825  | 5,830(+5)     |
| 60～64歳 | 4,720  | 4,725(+5)     |

### ◆就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額

| 年齢     | 変更前(円) | 変更後(前年度増減)(円) |
|--------|--------|---------------|
| 59歳以下  | 1,747  | 1,749(+2)     |
| 60～64歳 | 1,416  | 1,417(+1)     |

お問い合わせ先：各ハローワークへ



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク



高年齢雇用継続給付

育児休業給付

介護休業給付

## の受給者の皆さまへ

**平成27年8月1日から支給限度額等が変更になりました。  
皆さまへの給付額が変わる場合があります。**

毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、毎年8月1日に行われる賃金日額の変更に伴い、上記給付の支給限度額も変更になりました。

### 高年齢雇用継続給付（平成27年8月以後の支給対象期間から変更）

- **支給限度額**    340,761円 → **341,015円**

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（341,015円）以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、**341,015円－（支給対象月に支払われた賃金額）**が支給額となります。

- **最低限度額**    1,840円 → **1,840円**

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

- **60歳到達時等の賃金月額**

上限額    447,300円 → **447,600円**

下限額    69,000円 → **69,000円**

60歳到達時の賃金が上限額以上（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

### 育児休業給付（初日が平成27年8月1日以後である支給対象期間から変更）

- **支給限度額**    上限額（支給率67%） 285,420円 → **285,621円**  
                          上限額（支給率50%） 213,000円 → **213,150円**

### 介護休業給付（初日が平成27年8月1日以後である支給対象期間から変更）

- **支給限度額**    上限額    170,400円 → **170,520円**

お問い合わせ先：各ハローワークへ

# キャリア形成促進助成金

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、  
労働者のキャリア形成を効果的に促進 **緑字部分**は拡充された部分

## ○事業主及び事業主団体等向け

| 助成内容                      |                          |                                                                                                                                 | 助成額 ※( )は中小企業以外の額                                                       |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <b>① ものづくり<br/>人材育成訓練</b> | 中小企業以外<br>中小企業<br>事業主団体等 | 建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練<br>ア 企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練)<br>イ 企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練)<br>ウ 事業主団体等連携型訓練(事業主団体等と企業が連携して実施する訓練) | 経費助成： 2/3(1/2)<br>賃金助成： 1 h 当たり800円(400円)<br>OJT実施助成： 1 h 当たり700円(400円) |

## ○事業主向け

| 助成内容               |                        |                                                     | 助成額 ※( )は中小企業以外の額                                         |
|--------------------|------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <b>② 政策課題対応型訓練</b> | ① 成長分野等<br>人材育成コース     | 健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練                    | 経費助成： 1/2(1/3)<br>賃金助成： 1 h 当たり800円(400円)                 |
|                    | ② グローバル<br>人材育成コース     | 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む) |                                                           |
|                    | ③ 中長期的キャリア<br>形成コース    | 中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練           |                                                           |
|                    | ④ 熟練技能育成・<br>承継コース     | 熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練                       |                                                           |
|                    | ⑤ 若年人材育成<br>コース        | 採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練                            | 経費助成： 2/3(1/2)<br>賃金助成： 1 h 当たり800円(400円)                 |
|                    | ⑥ 育休中・復職後等<br>能力アップコース | 育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練                          |                                                           |
|                    | ⑦ 認定実習併用<br>職業訓練コース    | 大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①のアを除く)                            | 経費助成： 1/2<br>賃金助成： 1 h 当たり800円<br>OJT実施助成(⑦)： 1 h 当たり600円 |
|                    | ⑧ 自発的職業能力<br>開発コース     | 労働者の自発的な能力開発に対する支援                                  |                                                           |
| <b>③ 一般型訓練</b>     | 中小企業                   | 政策課題対応型訓練以外の訓練                                      | 賃金助成： 1 h 当たり400円<br>経費助成： 1/3                            |

## ○事業主団体等向け

| 助成内容              |            |                                                                                  | 助成額 ※( )は中小企業以外の額                         |
|-------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <b>④ 団体等実施型訓練</b> | 事業主<br>団体等 | 事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 | 経費助成： 1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3) |

# キャリアアップ助成金

**緑字部分**は平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています

( )は中小企業以外の額(多様な正社員コースは中小規模事業主以外)

## 正規雇用等転換コース

○ 有期契約労働者等を**正規雇用等**に転換または**直接雇用**した場合に助成

① 有期→ 正規： 1人当たり**50万円(40万円)**

② 有期→ 無期： 1人当たり20万円(15万円)

③ 無期→ 正規： 1人当たり**30万円(25万円)**

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合に助成額を加算

・ 1人当たり30万円(中小企業以外も同額)

※ 母子家庭の母等を転換等した場合に助成額を加算(転換等した日において母子家庭の母等である必要があります)

・ 1人当たり① 10万円、②③ 5万円(中小企業以外も同額)

①～③合わせて1年度1事業所当たり**15人**まで(②を実施する場合は**10人**まで)



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク

## 多様な正社員コース

- ① 勤務地限定正社員または職務限定正社員制度を新たに規定し適用した場合  
 ② 有期契約労働者等を勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員に転換または直接雇用した場合  
 ③ 正規雇用労働者を短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れた場合

に助成

- ① 1事業所当たり40万円(30万円)  
 ② 1人当たり30万円(25万円)  
 ③ 1人当たり20万円(15万円)

※ ①②について、派遣労働者を派遣先で勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員として直接雇用した場合に助成額を加算

・1人当たり15万円(中小規模事業主以外も同額)

※ ①～③について母子家庭の母等を転換等した場合に助成額を加算(転換等した日において母子家庭の母等である必要があります)

・1人当たり10万円(中小規模事業主以外も同額)

①は1事業所当たり1回のみ、②及び③は「週所定労働時間延長コース」と合わせて1年度1事業所当たり10人まで

## 人材育成コース

○ 有期契約労働者等に次の訓練を実施した場合に助成

- ① 一般職業訓練(Off-JT)  
 ② 有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練)  
 ③ 中長期的キャリア形成訓練(厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座)(Off-JT)  
 ④ 育児休業中訓練(Off-JT)

### ●Off-JT分の支給額

賃金助成…1人1時間当たり800円(500円)

経費助成…1人当たりOff-JTの訓練時間数に応じた  
右表の額

※ 育児休業中訓練は経費助成のみ

### ●OJT分の支給額

実施助成…1人1時間当たり800円(700円)

|                    | 一般・有期実習型・<br>育児休業中訓練 | 中長期的キャリア<br>形成訓練 |
|--------------------|----------------------|------------------|
| 100時間未満            | 10万円(7万円)            | 15万円(10万円)       |
| 100時間以上<br>200時間未満 | 20万円(15万円)           | 30万円(20万円)       |
| 200時間以上            | 30万円(20万円)           | 50万円(30万円)       |

1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円

## 処遇改善コース

○ すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成

- ① すべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定した場合  
 : 1人当たり 3万円(2万円)  
 ② 一部の賃金テーブル等を増額改定した場合: 1人当たり1.5万円(1万円)

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合1事業所当たり20万円(15万円)を加算

1年度1事業所100人まで

## 健康管理コース

○ 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成

1事業所当たり40万円(30万円)

1事業所当たり1回のみ

## 短時間労働者の週所定労働時間延長コース

○ 有期契約労働者等の週所定労働時間を、25時間未満から30時間以上に延長し、社会保険を適用した場合に助成

1人当たり10万円(7.5万円)

「多様な正社員コース」の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで

お問い合わせ先: 事業所管轄ハローワーク  
 (管轄がハローワーク京都西陣 又は ハローワーク京都七条の場合は京都労働局助成金センター) へ



厚生労働省  
 京都労働局・ハローワーク

# ご存じですか？ 労働移動支援助成金

事業規模の縮小などに伴い離職を余儀なくされた従業員に対し、再就職の支援や、その受入れを行う事業主に助成金を支給します。

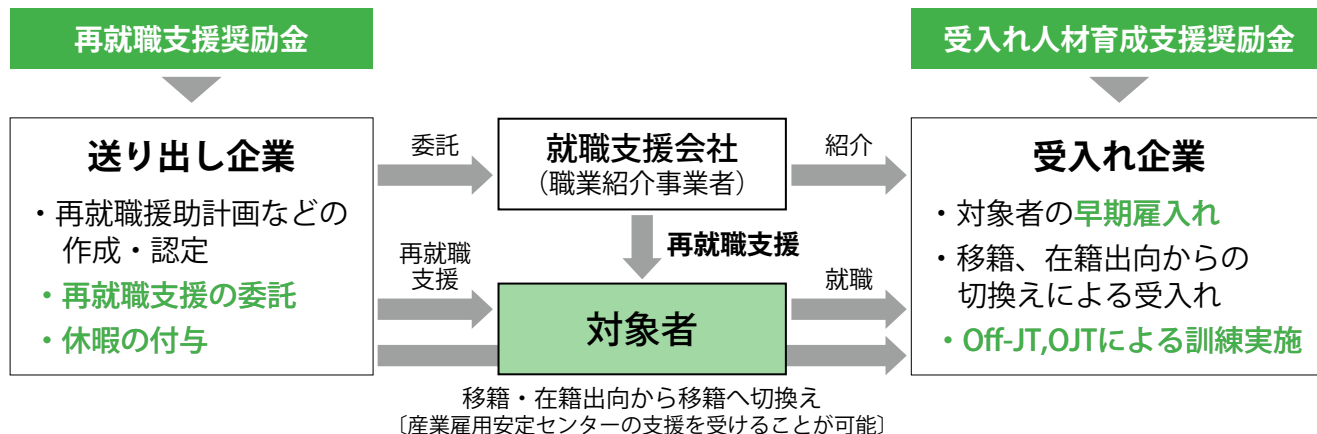
転職させる企業（送り出し企業）だけでなく、転職者を受け入れる企業（受入れ企業）にもメリットのある助成金です。離職を余儀なくされた労働者の雇用の安定のために、ぜひ、この助成金をご利用ください。

## <助成金の内容>

| 労働移動支援助成金    | 助成内容                                                                                                 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再就職支援奨励金     | ・ 離職する従業員の再就職支援を就職支援会社※に委託した場合に助成（再就職支援委託時と再就職実現時に支給）<br>・ 求職活動のための休暇を与えた場合に助成（再就職実現時に支給）            |
| 受入れ人材育成支援奨励金 | ・ 再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合に助成<br>・ 再就職援助計画の対象者や移籍者、在籍出向からの移籍者などを受け入れ、訓練を行った場合に助成 |

※ この場合の就職支援会社とは、都道府県労働局に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」を提出した職業紹介事業者です。

## <制度の概要>



詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局にお尋ねください。

「労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）のご案内」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042777.pdf>

「労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）のご案内」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000038714.pdf>

「離職する従業員の再就職を援助するために ～「再就職援助計画」のご案内～」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000038711.pdf>

お問い合わせ先：事業所管轄ハローワーク  
（管轄がハローワーク京都西陣 又は ハローワーク京都七条の場合は京都労働局助成金センター）へ



## 再就職支援奨励金

### <再就職支援>

#### (1) 支給額

就職支援会社に再就職の支援を委託したときと、再就職が実現したときに支給します。

|          | 大企業                                          | 中小企業                                         |
|----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 再就職支援委託時 | 10万円※1                                       |                                              |
| 再就職実現時※2 | 委託費用※3 × 1/2 - 10万円<br>(委託費用 × 2/3 - 10万円)※4 | 委託費用※3 × 2/3 - 10万円<br>(委託費用 × 4/5 - 10万円)※4 |

※1 支援委託時に支給申請が可能。ただし、実際に委託費用を支払っていることが支給の要件

委託費用が20万円に満たない場合の支給額は、「委託費用 × 1/2」

※2 離職から6か月以内(45歳以上は9か月以内)に再就職が実現した場合

※3 下記(2)の訓練加算、グループワーク加算がある場合、委託費用は、「委託総額 - 訓練加算 - グループワーク加算」

※4 ( )内は、45歳以上の対象者の場合

#### (2) 上乗せ支給額

次の場合には、上乗せして支給します。

|           | 大企業                          | 中小企業 |
|-----------|------------------------------|------|
| 訓練加算      | 訓練の実施を委託した場合、月6万円を上乗せ(上限3か月) |      |
| グループワーク加算 | 3回以上のグループワークを実施した場合、1万円を上乗せ  |      |

※ 上記(1)(2)の支給申請(合計)は、対象者1人当たり60万円、500人分/年が上限です。

### <休暇付与支援>

在職中から円滑な求職活動が行えるよう、休暇を付与した場合に支給します。

|      | 大企業      | 中小企業     | 備 考                     |
|------|----------|----------|-------------------------|
| 休暇付与 | 4,000円/日 | 7,000円/日 | 対象者1人当たり90日分、上限：500人分/年 |

・再就職支援、休暇付与支援のどちらか一方でも支給申請できます。

・休暇付与支援は、就職支援会社に再就職支援を委託しなかった場合でも支給申請できます。

## 受入れ人材育成支援奨励金

### ① <早期雇入れ支援>

再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇入れ、継続して雇用することが確実である場合に支給します。

### ② <人材育成支援>

転職者を受け入れ※、訓練(Off-JT または Off-JT + OJT)を実施する場合に支給します。

※・再就職援助計画などの対象者を離職日から1年以内に、期間の定めのない労働者として雇入れた

・移籍により、移籍元事業主での離職日の翌日から6か月以内に、期間の定めのない労働者として受け入れた

・在籍出向から6か月以内に移籍に切り換えて、期間の定めのない労働者として受け入れた

|   |        |           |                                         |
|---|--------|-----------|-----------------------------------------|
| ① | 早期雇入れ  | 1人当たり30万円 | 上限：500人分/年                              |
| ② | Off-JT | 賃金助成      | 対象者1人1時間当たり800円                         |
|   |        | 経費助成      | 訓練経費の実費相当額(上限30万円)                      |
|   | OJT    | 実施助成      | 対象者1人1時間当たり700円                         |
|   |        |           | 上限：1人当たり1,200時間/年<br>Off-JTの時間数：全体の1割以上 |
|   |        |           | 上限：1人当たり680時間/年<br>OJTの時間数：全体の9割以下      |

※ 上記②Off-JTとOJTの支給申請(合計)は、1年度1事業所当たり5,000万円が上限です。



# 事業主の皆さまへ

## 障害者職場復帰支援助成金のご案内

事故や難病の発症などの原因による中途障害などで、長期の休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置をとった事業主に対して助成するもので、中途障害者などの雇用継続の促進を目的としています。

### 中途障害者などを職場復帰させた事業主に対して支給します

以下の①～④のすべてに当てはまる方を、要件を満たした上で、職場適応の措置をとって職場復帰させた事業主に助成金を支給します。

- ①「職場復帰の日」に次のいずれかに該当する方（◆身体障害者 ◆精神障害者（発達障害のみの方を除く） ◆難治性疾患のある方 ◆高次脳機能障害のある方）
- ②指定の医師の意見書で①の障害に関連して、3か月以上の療養のための休職が必要とされた方
- ③障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者として雇用されていない方
- ④国などの委託事業費から人件費が支払われていない方

### 対象となる職場適応の措置

次の①～③のいずれかの措置をとる必要があります。

- ①能力開発・訓練 ②時間的配慮等 ③職務開発等 ④リワーク支援

※対象労働者がそううつ病（そう病・うつ病を含む）の場合、①～③のいずれかの措置に加えて④の措置をとる必要があります。

### 支給額 ～対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給します～

| 企業規模 | 支給対象期間 | 第1期  | 第2期  | 支給総額 |
|------|--------|------|------|------|
| 大企業  | 1年     | 25万円 | 25万円 | 50万円 |
| 中小企業 | 1年     | 35万円 | 35万円 | 70万円 |

## 障害者職場定着支援奨励金のご案内

障害者を雇い入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成するもので、障害者の雇用を促進するとともに、職場定着を図ることを目的としています。

### 障害者を雇い入れ、職場支援員を配置した事業主に対して支給します

以下の「対象労働者」の①～④すべてに当てはまる方を雇い入れ、「配置の方法」の①～③のいずれかによって、対象労働者の雇入れ日から起算して6か月以内に職場支援員を配置した事業主に助成金を支給します。

#### <対象労働者>

- ① 雇入れ時点で次のいずれかに該当する方 ◆身体障害者 ◆知的障害者 ◆精神障害者 ◆発達障害者 ◆難治性疾患のある方 ◆高次脳機能障害のある方
- ② 雇入れ日現在で65歳未満の方
- ③ ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により雇い入れる方
- ④ 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実である方  
(年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、この雇用期間が継続して2年以上であること)

※ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者として雇用されている方については支給対象となりません。

#### <職場支援員の配置の方法> ①雇用 ②業務委託 ③委嘱

### 支給額 ～支援計画に基づく支援期間について助成金を支給します～

支給期間は2年間（精神障害者は3年間）で、支給対象期（6か月）ごとに支給します。

#### ① 雇用または業務委託による配置の場合

下表に示す1人当たりの月額に、対象労働者が支給対象期中に実際に就労した月数を掛けた額を支給します。

|          | 大企業   | 中小企業 |
|----------|-------|------|
| 短時間労働者以外 | 3万円   | 4万円  |
| 短時間労働者   | 1万5千円 | 2万円  |

#### ② 委嘱による配置の場合 委嘱による支援回数 × 10,000円を支給します。

ただし、支援を実施した月数に上表の対象労働者1人当たりの月額を掛けた額が上限となります。

お問い合わせ先：事業所管轄ハローワーク  
(管轄がハローワーク京都西陣 又は ハローワーク京都七条の場合は京都労働局助成金センター) へ



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク

## 訪問型職場適応援助促進助成金

### のご案内

企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による援助の事業を実施する事業主に対して助成するもので、障害者の職場適応・定着を図ることを目的としています。

### 訪問型職場適応援助者による援助の事業を実施した事業主に対して支給します

以下の「対象労働者」の①～③にあてはまる方の職場適応のために、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という）が作成または承認するジョブコーチによる支援計画が必要と認められた支援を、「訪問型職場適応援助者」に無償で行わせた場合に事業主に対して助成金を支給します。

#### <対象労働者>

- ① 次のいずれかに該当する方 ◆身体障害者 ◆知的障害者 ◆精神障害者 ◆発達障害者 ◆地域センターが作成する職業リハビリテーション計画で、訪問型職場適応援助者による支援が必要であると認められる方
- ② 支援計画の開始日に65歳未満である方
- ③ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者として雇用されていない方

#### <訪問型職場適応援助者による支援>

支援計画書に記載された対象労働者の職場適応を図るための①～⑤などの支援

- ① 支援計画の策定 ② 支援対象労働者に対する支援 ③ 事業主に対する支援 ④ 家族に対する支援
- ⑤ その他の支援（地域センターが必要と認めて支援計画に含めた支援）

### 支給額 ～支援計画に基づく支援期間の3か月ごとに、助成金を支給します～

- ◆ 支援計画に基づいて支援を行った期間を対象として、申請事業所ごとに初めて実施する支援の開始日から3か月ごとに支給します。
- ◆ 支給額は①と②の合計です。
  - ① 支援計画に基づいて支援を行った日数に、以下の日額単価を掛けて算出された額
    - ・ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間以上の日 **16,000円**
    - ・ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間未満の日 **8,000円**
  - ② 訪問型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

## 企業在籍型職場適応援助促進助成金

### のご案内

自社で雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者を配置して、職場適応援助を行わせる事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応・定着を図ることを目的としています。

### 企業在籍型職場適応援助者による職場適応援助を行わせる事業主に対して支給します

以下の「対象労働者」の①～③にあてはまる方の職場適応のために、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という）が作成または承認するジョブコーチによる支援計画が必要と認められた支援を、「企業在籍型職場適応援助者」に無償で行わせた場合に助成金を支給します。

#### <対象労働者>

- ① 次のいずれかに該当する方 ◆身体障害者 ◆知的障害者 ◆精神障害者 ◆発達障害者 ◆難治性疾患のある方 ◆高次脳機能障害のある方 ◆地域センターが作成する職業リハビリテーション計画のある方
- ② 支援計画の開始日において65歳未満の方
- ③ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所の利用者として雇用されていない方

#### <企業在籍型適応援助者による支援>

支援計画書に記載された対象労働者の職場適応を図るための①～④の支援

- ① 対象労働者と家族に対する支援 ② 事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整
- ③ 関係機関との調整 ④ その他の支援（地域センターが必要と認めて支援計画に含めた支援）

### 支給額 ～支援計画に基づく支援期間について、助成金を支給します～

支給額は①と②の合計です。

- ① 右表の「支給額」に示す対象労働者1人あたりの月額に支援計画に基づく支援が実施された月数を掛けた額
- ② 企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

| 対象労働者    | 支給額（1人あたり月額） |
|----------|--------------|
| 短時間労働者以外 | 8万円（中小企業）    |
|          | 6万円（大企業）     |
| 短時間労働者   | 4万円（中小企業）    |
|          | 3万円（大企業）     |



# 京都府の雇用失業情勢

～有効求人倍率は、1.15倍と、前月より0.02ポイント上昇～

● 平成 27 年 7 月内容 ●

平成 27 年 8 月 28 日

京都労働局職業安定部

## 【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数の前年同月比は、前月の1.3%増から1.6%増に増加幅が拡大したものの、一部の産業で減少が続いている。

有効求職者数(原数値)、雇用保険受給者数は減少している。

平成27年7月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.15倍で、前月より0.02ポイント上昇し、昭和49年3月の1.18倍以来、41年4か月ぶりの高水準となった。

以上のことから、**京都府内の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいると判断する。**

## 【求人・求職の動向】

(1) 有効求人数(季節調整値)は、52,167人と前月に比べ0.9%増加する一方で、有効求職者数(同)は、45,520人と前月に比べ0.8%減少した。

(2) 有効求職者数(原数値)は、46,694人で前年同月比5.6%減少した。

新規求職者数(原数値)は、9,900人で前年同月比8.4%減少した。内訳は、一般が6,632人で同10.0%減、パートは3,268人で同4.9%減となった。新規常用求職者(パートを除く)の構成比をみると在職者26.8%、離職者63.9%(うち事業主都合17.1%)、無業者9.3%である。

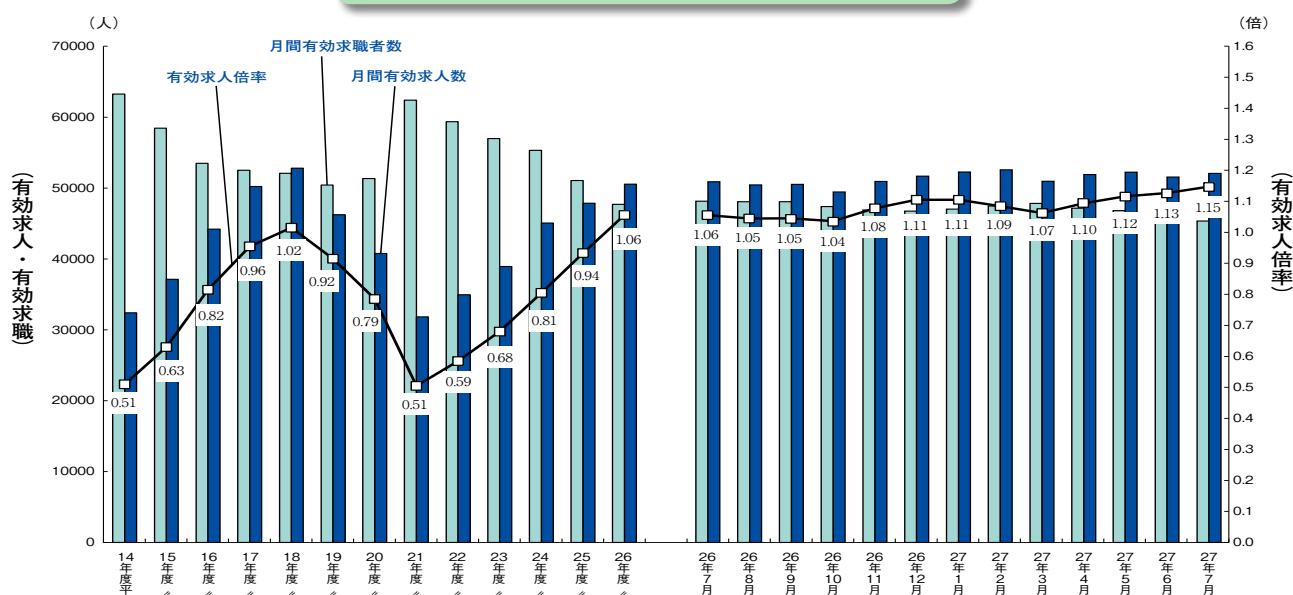
なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比10.3%減少している。

(3) 有効求人数(原数値)は、51,306人で前年同月比3.2%増加した。

新規求人数(原数値)は、20,798人で前年同月比6.7%増加した。内訳は、一般が12,015人で同7.3%増加、パートは8,783人で同5.9%増加した。主要産業別にみると、前年同月比で増加した産業は、主に建設業(7.3%増)、製造業(9.8%増)、卸売業、小売業(3.8%増)、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業(21.2%増)、生活関連サービス業、娯楽業(29.2%増)、医療、福祉(29.5%増)となった。一方、減少した産業は、運輸業、郵便業(7.4%減)、教育、学習支援業(21.8%減)、サービス業[他に分類されないもの](21.2%減)などとなった。

(4) 就職件数は、3,520件で前年同月比3.7%減少した。内訳は、一般が1,992件で同4.4%減少、パートは1,528件で同2.7%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、952件で同5.3%増加した。

## 求人・求職・求人倍率の状況



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成26年12月以前の数値は、平成27年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。



厚生労働省  
京都労働局・ハローワーク